

都市計画道路事業（七日市線）の施行について

都市計画道路七日市線については、令和7年2月5日付け国近整計管兵都業第1-1号に基づき事業を実施しています。施行する事業地は以下のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、令和7年3月8日以降、右図の事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意ください。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会ください。

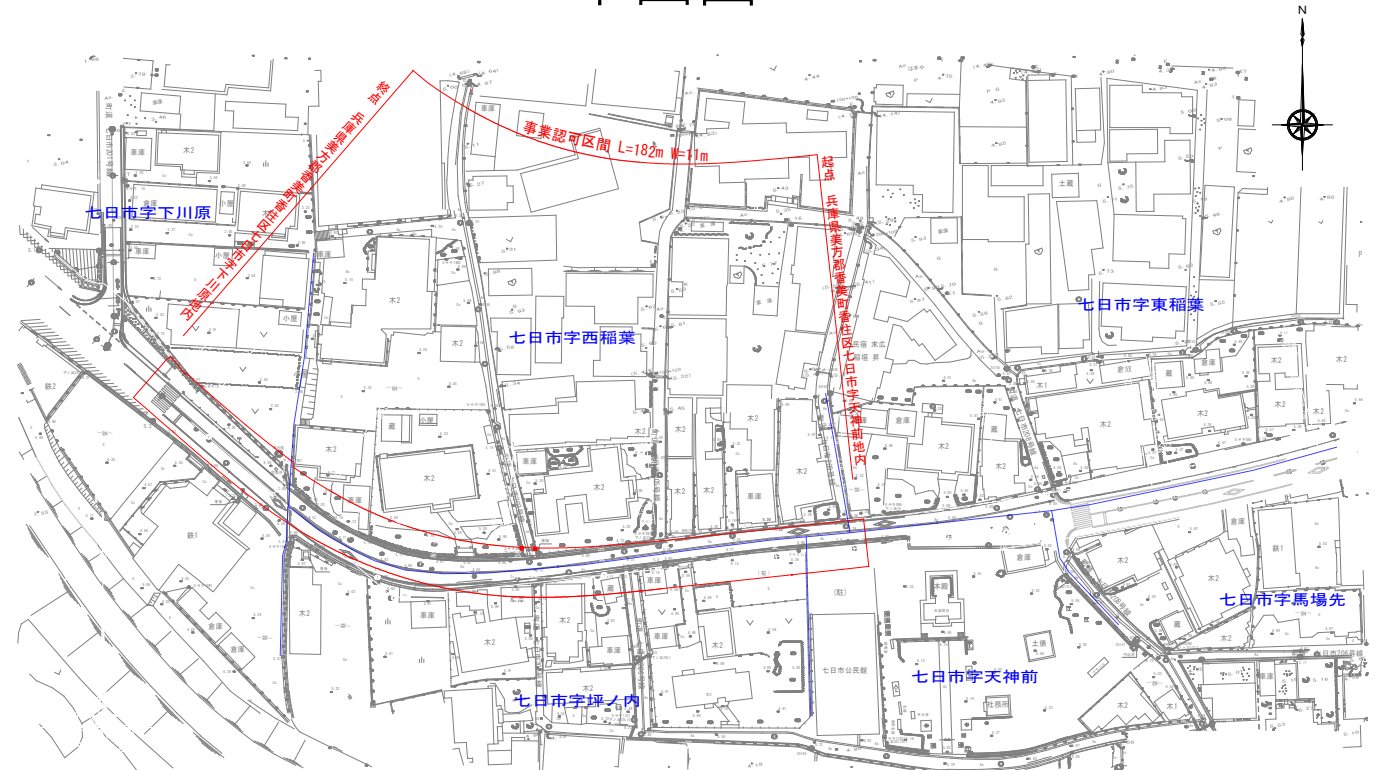
令和7年2月

兵庫県

記

1. 都市計画事業の種類及び名称
香住都市計画道路事業 3.6.1号 七日市線
2. 施行日
令和7年2月5日～
(2025年2月5日)
3. 設計の概要
七日市線 延長182m 幅員11m 車線数2車線
4. 施行者の名称
兵庫県
5. 事務所の所在地及び名称
美方郡新温泉町芦屋522-4
兵庫県但馬県民局 新温泉土木事務所
(担当課) 道路第1課 電話 (0796) 82-5687
用地課 (0796) 82-5683
6. 事業地の所在
兵庫県美方郡香美町香住区七日市字下川原、字西稲葉、字東稲葉、字坪ノ内及び天神前地内

平面図



標準断面図

